



聖和学院



返子ハイランド自治会

返子ハイランド自治会館

避難所運営マニュアル



地震に強い「もぐのすけ」です。
避難所の運営はお任せください。

令和4年1月 N

返子ハイランド自治会 / 聖和学院

もくじ

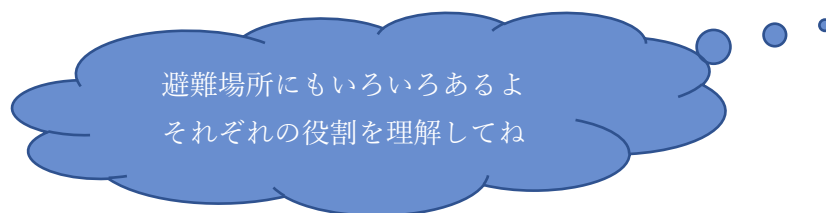
1. 逗子ハイランド自治会館避難所の役割
2. 避難所の開所から閉所までの流れ
3. 避難所運営組織と本部及び各班の役割
4. 各活動班の立ち上げ
5. 公助への連絡先
6. 資料
 - ① 逗子ハイランド災害避難のグランドデザイン
 - ② 逗子ハイランド自治会館避難所レイアウト
 - ③ 避難者の受付とトリアージ
 - ④ 防災資機材備蓄状況
 - ⑤ 感染症対策

様式集

- 様式 1 避難所施設安全確認チェックリスト
- 様式 2 健康管理チェックリスト
- 様式 3 逗子ハイランド自治会館避難者受付登録票
- 様式 4 防災物資配布記録表
- 様式 5 指定緊急避難所（地域避難所）開設報告書

1. 逗子ハイランド自治会館避難所の役割

- 逗子ハイランド自治会館は、
地震災害に対する一時（いつとき）避難場所として短期間開設
- 主な役割は、
地区指定避難所への入所支援及び安全な移動可能になるまでの短期生活支援
 - 避難者の状況把握と振り分けの確認
(振り分け先：自治会館避難所、指定避難所、福祉避難所、病院、自宅避難)
 - 指定避難所への移動が可能となるまでの短期生活支援
(MAX 3日間 自治会館、西ヶ丘公園テントなど)
- 逗子ハイランドの防災拠点として在宅避難者を含め、
備蓄物資（飲料水、食料、衛生用品）を提供



参考：避難所の種類とそれぞれの位置づけ 逗子市ホームページより

地震発生後、被害の規模、火災の状況など周辺の様子を確認し身の安全を守るため、近所にある「一時（いつとき）避難場所」へ避難してください。そして、火災が拡大し、一時避難場所には更に危険となるおそれがある時には 公園などの「広域避難場所」へ避難してください。津波が伴う地震が発生した場合は、直ちに「津波一時避難場所」へ避難してください。

「指定避難所」は災害（地震以外のすべての災害）が一段落した後、住家を失った市民や帰宅困難者（通勤途中の人など）の方々が臨時的または復旧/復興までの生活を行う場所（施設）です。学校やコミュニティセンターなどを市で指定しています。また、障害者、高齢者、妊婦、乳幼児など災害弱者に対する避難所として「福祉避難所」も指定されています。

2. 避難所の開所から閉所までの流れ

以下の流れは、逗子ハイランド自治会館指定緊急避難場所（地震）開設に関する覚書として逗子市と締結した覚書を引用しています。

<開所の流れ>

開所指示	逗子市は地震発生後、必要と判断した場合は、開設担当者（自治会長）に対し、一時避難場所の開所を求める。尚、開設担当者は指示前でもこれを開所できる。
開所	開設担当者は、一時避難場所の開所に伴い、施設利用者に退去を求める。また、自治会館閉館時にはこれを開錠する。開設担当者は避難場所の安全を確認後開所し、合わせて防災安全課に開所した旨の連絡を行う。
開所周知	逗子市は一時避難場所が開所されたことを防災行政無線・防災防犯メール等で市民に周知する。開設担当者は一時避難場所の開所を掲示板・軽トラでのアナウンス等で地域住民に周知する。
受け入れ	開設担当者は避難者を受入れる。
状況報告	開設担当者は、必要に応じ防災安全課に連絡を行い、状況報告を行う。

<閉所の流れ>

閉所指示	逗子市は、必要がなくなると判断した場合には一時避難所の閉所を決定し、開設担当者に通知する。尚、開設担当者は通知前でも、一時避難場所開設の必要が無いときは逗子市に連絡の上これを閉所できる。 また、3日を超える避難が必要な場合には、逗子市が次の避難先（久木小学校、福祉避難所、聖和学園等）を決定し、避難者に移動してもらう。
閉所周知	逗子市は地域避難所の閉所を、防災行政無線、防災・防犯メール等により市民に周知する。開設担当者は、避難者に地域避難所の閉所を掲示板・軽トラでのアナウンス等で周知する。
閉所	開設担当者は、避難者全員の退所を確認後、避難所を閉所する。
利用状況	開設担当者は、避難者数、防災備蓄品の利用状況について防災安全課に報告し、必要な会館使用料について逗子市に請求する。（報告用紙：地震に係る指定緊急避難場所（地域避難所）開設マニュアル別紙1, 2参照）

3. 避難所運営組織と本部及び各班の役割

最長3日間の開設を前提としている一時避難場所であり、運営側の体力も限られているため、組織はシンプルなものとする。

組織はシンプルに、
対応は臨機応変に・・・



本部/班	役割	備考
本部	<ul style="list-style-type: none"> 開所（含む、避難場所の安全確認） /閉所（含む、次の希望避難先を連絡） 活動班の立ち上げ 情報の収集（被災状況/避難者の状況 /避難所運営状況など）と対応 公助との連絡/調整 住民への情報提供 	避難所安全確認 チェックリスト ⇒ 様式1
設営班	<ul style="list-style-type: none"> 西ヶ丘公園内設営/管理 （受付/野外生活スペース/トイレ/ペット保護 スペースなどの設置） 自治会館内设営/管理 （本部/生活スペース/救護スペースなど） 衛生管理（ゴミ/トイレなどの設置） 	逗子ハイランド 自治会館避難所 レイアウト ⇒ 資料②
被災者 管理班	<ul style="list-style-type: none"> 避難の受付 避難者の状況把握 入所/退所者の管理 （登録、トリアージ、閉所後の受け入れ先など） 生活スペースへの誘導 入所者の救護/健康管理 	避難者の受付と トリアージ ⇒ 資料③ 健康管理チェック シート ⇒ 様式2 避難者受付登録票 ⇒ 様式3
物資 供給班	<ul style="list-style-type: none"> 自治会館避難者への物資の提供 在宅避難者への物資の提供 	防災資機材備蓄状況 ⇒ 資料④ 防災物資配布記録表 ⇒ 様式4

4. 各活動班の立ち上げ

<各活動班立ち上げの基本的考え方及び手順>

- 防災本部長（自治会会長）は開所と同時に自治会役員を招集する。
- 自治会役員は自らの安全を確保した上で、防災本部長の招集に応じる。
- 防災本部長は招集に応じた自治会役員を各班の担当として任命する。
- 各班のリーダー及びサブリーダーは自治会役員が務める。
- 活動の班員は自治会役員とボランティアで構成する。

尚、本部長は防災部長と連携し、下表をデフォルト案として、招集に応じた役員の担当を調整する

本部/班	リーダー	サブリーダー
本部	本部長（会長）	副会長、広報部長
設営班	事務局長	事務局次長、環境部長
被災者管理班	防災部長	地域福祉部長
物資供給班	防災部長	防犯部長

5. 公助への連絡先

連絡先	電話番号	備考
経営企画部防災安全課	046-872-8135	
防災行政無線テレホンサービス	050-5533-8199	情報提供 テレホンサービス
逗子市消防署	119 046-871-0119（外線）	
休日・夜間の病院の情報	046-872-9999	情報提供 テレホンサービス
逗子警察署	110 046-871-0110（外線）	